

# 石川県広告事業要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、県が保有する資産（県の発行する印刷物、県のホームページ等含む。以下、「県有資産」という。）を有効活用し、民間事業者その他の事業者（以下、「事業者」という。）の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 広告事業は、県有資産の有効活用を図るほか、事業者との協働により県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 広告

事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。

### (2) 広告の媒体

施設（設備等を含む。以下において同じ）、刊行物その他の広告を掲載することができるものをいう。

### (3) 広告事業

県有資産を広告の媒体の用に供し、これに伴う広告料を徴収することをいう。

## (広告事業の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象外とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの

(6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告事業に関する業種、事業者及び掲載基準については、別に定める。

(募集方法等)

第5条 広告の募集方法、選定方法等については、広告の媒体ごとに別に定める。

(広告料)

第6条 広告料は、類似の取引事例を勘案のうえ、募集開始前に定めるものとする。  
ただし、入札その他の募集開始前に広告料を定めることが適当でない認められる方法により募集する場合はこの限りではない。

(審査機関)

第7条 広告掲載の可否を審査するため、広告事業審査会（以下、「審査会」という）を設置する。

- 2 審査会の委員長は、資産活用室長を、委員は資産活用室次長及び総務課長をもってあてる。ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告等を掲載するそれぞれの県資産を所管する所属の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 委員長は、その審議事項が急施を要するため審査会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り決裁により当該審議事項を決定することができる

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部管財課資産活用室において処理する。

(広告に関する責任)

第10条 表示した広告に関する責任は、広告主又は広告取扱事業者（以下、「広告主等」という。）が負う。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の表示の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。

- 3 広告主等は、広告に関わる財産権の権利についての手続きを完了し、広告内容等について第三者の権利を侵害しないものとする。
- 4 第三者から、広告の表示に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。